

2023年度自己点検評価活動（分野別認証評価基準対応以外の課題）

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
大学運営会議	教学マネジメント	教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。	教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知できているかを検証する。	「教授会」の議題に関しては、委員会開催の数週間前に、教授会所管の「アドミニストレーションユニット」から、議題及び教授会資料の提出を求めているが、その際に、当該規定を示し、明確に周知している。また、学内情報共有ツールである「コンフルエンス」のページを活用して、「委員会運営マニュアル」を共有しているが、そのマニュアルにも、文部科学省通知の該当部分や法令、本学規定を掲載し、学内に周知している。
大学運営会議	教学マネジメント	大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。	大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているかを検証する。	大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているかに関して、エビデンスに基づく検証中である。令和4(2022)年度の「教職員全体会議」の副学長講話において、「教学マネジメント体制整備」に関する取組計画が共有されており、令和5(2023)年度に、「大学運営会議」が「教学会議」を設けて議論を行い、次年度に向け、「各委員会センター」の改編及び規程等の整備を行った。
大学運営会議	教学マネジメント	教育課程連携協議会の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。	追加	「教育課程連携協議会」は、「学則」第24条第1項に「産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するための教育課程連携協議会を置く。」と定めている。また、同条第2項に基づき、「情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会規程」を定めている。同規程第2条には、以下のとおり、構成員を定めている。 (1)学長が指名する教員その他の職員：3名 (2)本学課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活躍するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの：2名 (3)地方公共団体の職員、地域事業者による団体の関係者その他の地域の関係者：1名 (4)臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業に実施において本学と協力する事業者：2名 (5)本学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの 「教育課程連携協議会」は、「年2回」と第5条第6項に定め、開学以来、9月と3月に開催している。「教育課程連携協議会」の議事録を開催ごとに「教授会」で報告している。
大学運営会議	教学マネジメント	教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。	教学マネジメントの遂行に必要な適切な人員を配置し、規定・業務分掌に定められた役割を遂行する。	現状、各種委員会やセンター等が置かれており、それら委員会・センター等には、教員及び事務職員が、委員や構成員として、配置されており、遂行している。今後さらなる内部質保証と教学マネジメント充実させるため、「副学長」が中心となり、委員会・センター等を改編を行った。
大学運営会議	組織体制・内部質保証	内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。	内部質保証に関する方針を明確にし、取り組みを行う。	教学や大学運営に関して、「教授会」や「大学運営会議」、「所管の各種委員会」や「センター」等で審議・実施されており、その点検評価もなされているが、内部質保証に関する方針に関しては、令和6(2024)年3月31日現在、最終決定がなされていない状況にある。
大学運営会議	組織体制・内部質保証	内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。	引き続き内部質保証のための組織体制を整備する。	現段階では内部質保証に関する方針や組織体制が整備されいない状況であるが、令和6(2024)年度から、本学の内部質保証の確立に向け、とりわけ「教育目的を達成するために行う管理運営(教学マネジメント)」をさらに推進するため、「委員会組織」等を整備を行った。
大学運営会議	組織体制・内部質保証	内部質保証のための責任体制が明確になっているか。	内部質保証のための責任体制を明確にする。	令和6(2024)年3月31日現在、内部質保証に関する方針の最終決定されていないため、内部質保証のための責任体制が令和6(2024)年度に明確化される予定である。
大学運営会議	経営の規律	組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。	組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているかを検証する。	本学の設置者である「学校法人電子学園」は、「寄附行為」において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、「理事会」を「この法人の業務を決議、理事の職務の執行を監督する」、「理事長」を「この法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。
大学運営会議	経営の規律	環境や人権について配慮しているか。	学内におけるハラスメント事案について、審議するとともに、今後の防止に努める。また、環境保全体制について検証を行う。	「コンプライアンス委員会」では、令和5(2023)年9月20日開催全体会議にてアカデミックハラスメントについて防止啓発を行った他、労働法について理解度向上のためのリーフレットの案内と内閣府男女共同参画局作成のAV・DV被害防止リーフレットの案内を周知し、教職員のサポートを行った。
大学運営会議	経営の規律	学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。	危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関連するマニュアルとの整合性を検証する。	新型コロナウイルスの5類移行に伴い、新たな感染症が今後流行した際に対策できるフローを盛り込んだ危機管理マニュアルに更新した。また、消防計画を見直し、新たに自衛消防隊を再編成することで、職員の適正配置を行った。令和5(2023)年度も適切に運用を行っている。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。	意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているかについて、法人事務局と連携し、検証する。	本学学長は、「寄附行為」第6条の規定により、「学校法人電子学園」の理事として、選任される。また、令和4(2022)年度現在、本学「副学長」、本学「イノベーションマネジメント局長」も、理事として選任されている。大学の管理運営を執行するこれらの者が、「理事会」の構成員となることにより、法人及び大学の「各管理運営機関」の意思疎通と連携が適切に行われている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。	理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているかについて、法人事務局と連携し、検証する。	「理事長」は、「寄附行為」第11条に「この法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。また、第12条に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない」と定めている。さらに、第15条に、「理事会」は「理事長」が召集し、「理事長」が議長となることが定めており、「理事長」が法人の管理運営を行ううえで、リーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。	教職員の提案などをくみ上げた内容を適切に各委員会センターに共有し改善に取り組ませる。	本学「学則」第18条の定めのとおり、「本学の運営に関する重要事項を審議するため」に「大学運営会議」を置いている。令和5(2023)年度は、構成員として、「学長」、「副学長」、「学部長」、「学部長補佐」(4名)、「イノベーションマネジメント局長」、「イノベーションマネジメント局ユニット長」(3名)を置いており、「学長」を議長と定めているが、オブザーバーとして、「理事長」及び「常務理事」が出席しており、「大学運営会議」で、大学の状況のくみ上げが行われている。 また、「学長」、「副学長」、「イノベーションマネジメント局長」のほか、「ユニット長」3名が評議員として選任されており、これらの者が、必要に応じて、大学の意見を評議員会に報告することが可能となっている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。	より適切な機能化に向け、法人事務局と連携し、内部監査組織体制を整え、さらに定期的に監査を受ける。	「理事長」は、「寄附行為」第18条第4項の定めのとおり、評議員会を招集し、「寄附行為」第20条に定めている事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くなど、適切に評議員会を開催しており、法人及び大学の「各管理運営機関」が、相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。本年度も三様監査(監事・会計監査人・法人内部監査委員会)を受審し、助言を受けている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	監事の選任は適切に行われているか。	監事の辞任等に伴う選任の際に適切に行う。	監事は、「寄附行為」第7条の規定のとおり、「この法人の理事、職員(校長、学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外」の者から候補者を「理事会」が選出し、候補者うちから評議員会の同意を得て、2人の監事を選任している。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。	評議員の辞任等に伴う選任の際に適切に行う。また、評議員会の運営を適切に行う。	評議員会の設置及び運営は、「寄附行為」第18条で、評議員会への諮問事項は「寄附行為」第20条で、それぞれ定められている。また、評議員の選任は、「寄附行為」第22条で、「(1)この法人の職員で「理事会」において推薦された者のうちから評議員会において選任した者9人(2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから「理事会」において選任した者5人(3)学識経験者のうちから「理事会」において選任した者9人」と定め、「寄附行為」第18条第2項で評議員の定数を「23名」と定めている。なお、評議員会の運営について、適切に行っている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	監事の「理事会」及び評議員会などへの出席状況は適切か。	監事の「理事会」及び評議員会への出席状況を管理する。	令和5(2023)年度の「理事会」及び評議員会への監事の出席状況は、良好であり、適切に職務が遂行されている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	監事は、「理事会」及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べているか。 →監事は、監事の職務を適切に行っているか。	監事から、「理事会」及び評議員会で、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、意見を述べている。	監事は、「理事会」及び評議員会に出席するとともに、「寄附行為」第14条に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査を実施し、意見を述べている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	評議員の選任を適切に行っているか。		評議員会の設置及び運営は、「寄附行為」第18条で、評議員会への諮問事項は「寄附行為」第20条で、それぞれ定められている。また、評議員の選任は、「寄附行為」第22条で、「(1)この法人の職員で「理事会」において推薦された者のうちから評議員会において選任した者9人(2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから「理事会」において選任した者5人(3)学識経験者のうちから「理事会」において選任した者9人」と定め、「寄附行為」第18条第2項で評議員の定数を「23名」と定めている。
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	評議員会の運営を適切に行っているか。		評議員会の運営は、「寄附行為」第18条で、また評議員会への諮問事項は「寄附行為」第20条で、それぞれ定められており、適切に運営を行っている。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
大学運営会議	管理運営 (法人及び大学の意思疎通と連携)	評議員の評議員会への出席状況は適切か。	評議員の評議員会への出席状況を管理する。	評議員会は、令和5(2023)年度において、年間5回開催された。評議員の評議員会への出席数は、全て定足数を満たしている。なお、「寄附行為」第18条第9項では、「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定めている。
大学運営会議	会計	学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。	会計処理の関連業務の効率化を図りつつ、学校法人会計基準などに則り適正な処理を行う。	本学は、関係法令で定められている学校法人会計基準、「学校法人電子学園経理規程及び経理規程施行細則」に則り、日々、証拠書類に基づいて、仕訳、伝票起票を行い適正に会計処理を行っている。また、会計知識の向上のため経理担当職員については、顧問公認会計士による研修を受講している。その他、日々の会計処理における不明な点は、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士等の専門家に適宜問合せをするなど、コンプライアンスを遵守し適正に会計処理を行えるよう指導・助言を受け対応している。
大学運営会議	会計	会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。	法人財務経理部と連携し、外部監査法人による厳正な会計監査を実施する。	本学は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、監査法人による会計監査(任意監査)を受けており、その都度「監査報告書」により適正意見が表明されている。監査内容については、年次決算の財務書類に対する根拠資料との整合性が確認されている。併せて、各会計処理のプロセスについて担当者に対し妥当性の検証が実施されている。
大学運営会議	会計	予算と著しく乖離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。	半期で予算執行状況を細かく確認し、予算額との乖離があれば補正予算を編成する。	「イノベーションマネジメント局アドミニストレーションユニット」が中心となり、予実管理を行っており、事業年度中に事業計画にない事項及び予算内に収まらない支出など、予算と著しく乖離する可能性がある場合については、「法人財務経理部」と連携し、補正予算を編成している。
大学運営会議	学修環境 (耐震・バリアフリー等)	実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか。		講義室7室、演習室10室、実習室2室、講堂(「iUホール」)1室、研究室27室、図書館(「iUライブラリー」)、学長室、会議室3室、事務室、保健室、学生相談室、学生自習室(「iUコモンルーム」)の施設を有し、「経営情報ビジネス分野」の教育課程を実施する上でふさわしい教室、その他必要な施設を設けている。
大学運営会議	学修環境 (耐震・バリアフリー等)	施設・設備の利便性(バリアフリーなどに配慮しているか。	施設・設備の利便性について、現状を踏まえ検証する。	令和4(2022)年度より、学生をはじめ、教職員を侵入者から守るため、自動ドアのセキュリティシステムを導入し、平日19時から学生証または職員証を携帯している者のみ入館できるよう、整備を行い運用できている。なお、車椅子の学生及び教職員がセキュリティシステムの自動ドアを利用しやすくなるよう、読み取り機器の増設設置を行い利便性を図っている。
大学運営会議	学修環境 (耐震・バリアフリー等)	施設・設備の安全性(耐震など)を確保しているか。 →施設・設備の安全性(耐震など)を計画に基づき適切に管理しているか。	施設・設備の安全性について、年度点検等を実施の上、メンテナンスを行う。	施設・設備の点検に関して、「年度計画」に従い、滞りなく実施した。また、不具合が出た際には、施工業者に連絡をとり、適宜、修繕を行い、授業運営等に支障が出ないように、メンテナンスを行っている。
大学運営会議	「理事会」(開催・出席状況等)	使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。	使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の現状について、法人事務局と連携して、機能性も踏まえ、検証する。	定期的な「理事会」開催に加え、必要に応じて「理事会」を開催し、迅速な意思決定機関としての機能している。また、日常的な業務運営に関しては、法人と教学(本学及び「日本電子専門学校」)の状況についての部署長への共有の場としての役割をもつ「部署長連絡会」を原則、週1回、開催している。この「部署長連絡会」は、法人事務局、法人が設置する「日本電子専門学校」及び本学から「部長」相当職が出席、加えて、令和4(2022)年度から「各ユニット長」も参加しており、相互理解の場となっている。情報を共有し、意思決定ができる体制を整備しており、教育理念等の達成に向けて、適切に機能している。
大学運営会議	「理事会」(開催・出席状況等)	理事の選任及び事業計画の確実な執行など「理事会」の運営は適切に行われているか。	理事の選任及び事業計画の確実な執行など「理事会」の運営が適切に行われているかを、法人事務局と連携して、検証する。	理事は、「寄附行為」第6条に「(1)日本電子専門学校の校長(2)情報経営イノベーション専門職大学の学長(3)評議員のうちから評議員会において選任した者5人(4)学識経験者(校長、学長又は評議員である者を除く。)のうち「理事会」において選任した者4人」と定めている。理事の定数については、「寄附行為」第5条第1項第1号に「11名」と定めている。令和5(2023)年度の「理事会」は、定めのとおり、「11名で構成されている。また、この11名の理事には、外部から選任された2名の者が含まれ、「理事会」で意見を得ることにより、公平であり、且つ社会的観点をもった意思決定を行っている。
大学運営会議	「理事会」(開催・出席状況等)	理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。	理事の出席状況及び欠席時の委任状が適切であるかについて、法人事務局と連携して、検証する。	「理事会」は、令和5(2023)年度において、年間6回、開催された。理事の出席数は、全て定足数を満たしている。なお、「寄附行為」第15条第11項では、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定めている。書面出席者の延べ人数は1名であり、書面出席者を加えた場合の出席率は、100%となっている。
大学運営会議	財務基盤と収支	中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。	「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」に基づき、滞りなく執行する。	本学の運営は、「設置計画」及び「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」に基づき行っている。しかしながら当初予測より休・退学者が増加したことにより、事業活動における経常収支差額が当初見込みより悪化している。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
大学運営会議	財務基盤と収支	安定した財務基盤を確立しているか。	安定した財源確立のために、学生確保及び退学者の低減に取り組むとともに、教育研究に支障のない範囲での選択と集中を行い、経費節減を実現する。	安定した財務基盤の確立は学生数の確保が重要であり、本学においては開設以来順調に学生を確保していたが、昨年度から入学定員割れ、また休退学者が増加したことにより、事業活動における経常収支差額が当初見込みより悪化している。引き続き収入を確保するためにも学生確保および休退学者逡減に取り組むとともに教育研究に支障のない範囲で経費節減を行っている。
大学運営会議	財務基盤と収支	使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。	計画通り予算執行する。	完成年度を迎え、当初計画より支出超過の見込みであり、収入・支出のバランスが保たれていない。原因は学生募集と休退学者の増加である。令和5(2023)年度年9月の実施された「教職員全体会議」において「理事長」から「学生募集」と「退学者防止」が最重要の課題という認識が示され、法人・大学が一体となり取り組んでいる。
大学運営会議	財務基盤と収支	使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。	受託研究費や科学研究費の獲得を推進する。	外部資金獲得の推進にあたっては、地域連携の情報共有や教員の研究内容を共有することを通じて、受託研究等の連携が円滑に行われるように教職が協働して行っており、引き続き推進していく。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	研究インフラを整備する。	研究室の適切に整備・運用をする。	専任教員一人につき研究室を一部屋を割り当て、ネット環境を整備し、適切に運用をしている。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	人事評価・人材配置を見直す。 ア 組織体制の見直しをする。 イ 人材配置の見直しをする。 ウ ミッション評価を教員評価制度として実用化する。	教員の人事評価の適切に運用をする。	前・後期終了後に、年2回「副学長」と「法人人事部長」が各教員と「ミッション面談」を実施し、業績評価を行い適切に人事評価を行っている。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	キャリア支援を推進する。 ア 職員のキャリア支援スキル養成SD研修を実施する(1回/年)。 イ 「卒業生アンケート調査」を年1回実施する(項目平均評価4.0以上/5段階)。 ウ 教職員全体MTGで学生のキャリア支援をテーマとする(4回/年)。	キャリア支援の体制(人員を含め)を構築する。また、「卒業生アンケート調査」を年1回実施する。」については令和6(2024)年度に実施する。	令和5(2023)年度は、年12回の「教職員全体会議」において、教職員の「キャリア支援スキル養成SD研修」を実施していない。「iUオールMTG」にて、第4学年の進路状況について、教職員に共有し、引き続きの支援を要請している。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	学修支援を推進する。 ア 入学前教育プログラムを実施する(1回/年)。 イ 入学直後に導入教育プログラムを実施する(1回/年)。	入学前教育プログラム及び入学直後の導入教育プログラムを、ともに年1回実施は継続し、効果検証を実施する。	入学前教育に関しては、有志の専任教員が実施しているが、組織決定された入学前教育は実施していない。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	学生生活を支援する。 ア 学生全員と個別面談を実施する(2回/年)。 イ 中途退学者の退学率を低く抑える(5%未満/年)。	学生全員の面談を年2回実施する事で、学生の状況を把握し、早期対応する事で退学者を5%以内に抑える。	本学の学修支援の特徴として、「イノベーションマネジャー」制度があげられる。「教員との密接な連携のもと、本学の教育理念に沿った学生支援の最大化に資することを目的」(「情報経営イノベーション専門職大学イノベーションマネジャーに関する規程」第1条)として、「イノベーションマネジャー」を置いている。「イノベーションマネジャー」は、教員とともにクラス担任を受け持ち、学修相談など学生の身近なアドバイザーとなっている。欠席数の多い学生に連絡したり、年間2回(前・後期1回)担当クラスの学生と面談したりするなど、支援を行っている。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	効果的な募集活動を行う。 ア 本学本学公式のホームページ・SNS経由で募集活動を行う。 イ 募集イベント規模に応じた人員配分を体系化する。 ウ 募集イベント規模ごとの動員数を精緻化する。 エ 学生主体の募集活動を行う。	イベント来校者数は令和5(2023)年8月末650名を目指す。志願者も令和5(2023)年8月末で150名を目指す。令和5(2023)年12月末の入学予定者を150名と置き、募集活動を推進していく。また、Tiktokの導入および「メディアPJ」との連携を視野に入れて検討する。	8月末イベント動員数は419名であった。年度の新卒イベント参加者数は262名であった。8月末時点の志願者は222名(第一志望80名、受験校の一つ144名)であった。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	募集チャンネルを強化する。 ア 連携強化校数を増やす(累計10校)。 イ 高大連携の実績を出す(累計30件)。 ウ 高校生との直接・間接チャンネルを開拓する。	引き続き、本学と適性が合う高等学校との連携協定および高大接続の推進を行う。	「高大連携協定」の締結は1校以上とし、高大接続からイベント参加・出願に結びつく施策のPDCAをおこなった。イベント参加・出願寄与は2.7%であった。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
大学運営会議	中期計画に関わる事項	志願者の女子比率を増やす(25%/年)。 ア オープンキャンパス参加者の女子比率を上げる(25%/年)。 イ 入学志望度Aランクの女子比率を増やす(25%/年)。	女子高等学校との連携を強化し、イベント参加から出願までの施策を検討し、入学者比率20%を目指す。	令和6(2024)年4月入学者の女子比率は26/145=17.9%と少しずつではあるが増加させられている。引き続き、中期計画の通り女子比率は25%を目指し、令和6(2024)年3月実施の女子向けオープンキャンパス等女子生徒が参加しやすいイベントの設計、入学後の女子の活躍の広報等よりイメージのわく広報・PRを実施していく。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	留学生入学者数を増やす(30人/年)。 ア 日本電子専門学校と連携して、日本語教育機関への訪問活動を行う(累計8校/年)。 イ 入学者の国籍を多様化する(累計5か国)。	訪問校数120校を目標に日本語教育機関からの紹介・推薦を増大させる。また、留学生予備校および中国からの留学も含めて日本語教育機関以外からの出願施策を検討する。	令和5(2023)年度の日本語教育機関の訪問校数は、目標120校のところ、124校の訪問を達成できた。令和4(2022)年度は日本語学校への訪問活動は実質ほぼゼロであったが、前述のとおり令和5(2023)年から訪問校の目標を設定したことから、令和4(2022)年度に比べ、日本語学校からの紹介・推薦が増加した。また、出願資格の見直しや奨学生制度を作ったことに伴い、実際に入試にチャレンジすることの出来る留学生の幅が広がっていることも、日本語学校からの紹介・推薦が増加している理由としてあげられる。「留学生予備校」及び「日本語教育機関以外」の機関からの出願施策としては、令和5(2023)年1月17日に片桐教授、令和5(2023)年1月31日に三澤教授が名校志向塾(高田馬場)という留学生予備校にて模擬授業を実施した。結果として出願には繋がらなかったが、留学生への専門職大学の認知拡大に繋がったと考えられる。なお、次年度の留学生の入学者数目標は20名以上としている。日本語教育機関への認知拡大訪問活動は現時点(大学の存在を知られていない)では一定の効果があると見込んでいる。関東圏を中心に200校と設定し、指定校推薦制度の導入も含め新規出願施策を検討・推進する。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	委員会・センターの権限を明確化する。 ア 委員会・センターの所管業務を明確化する。 イ 決裁・稟議事項の申請経路を明確化する。	引き続き、委員会・センターの事務担当部署を明確にするとともに、決裁・稟議の申請経路を適正な運用を行う。	内部質保証の確立に向け、「教育目的を達成するために行う管理運営」(教学マネジメント)をさらに推進するため、委員会・センターの役割と機能を検証を行った結果、現在不足している機能等が見られたため、令和6(2024)年度から、より相応しい委員会・センターの運用するための体制整備を行うこととした。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	諸経費の適正化を図る。	契約状況の精査などを行い、再度、諸経費を検証する。また、教育研究経費と管理経費の混同使用の無いよう経費の適正化を図る。	「イノベーションマネジメント局アドミニストレーションユニット」が中心となり、教育に支障のない範囲での経費節減に取り組んでいる。具体的には印刷機の更新など管理部門の契約の精査などを行い、経費削減に取り組んだ。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	完成年度までの支出を検証する体制を構築する。	内部監査や三様監査を受審し、教育研究経費の検証体制を令和6(2024)年度に向け、整える。	「アドミニストレーションユニット経理担当」が、月次で支出をモニタリングを行い、適切に管理を行って行っている。加えて私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、監査法人による会計監査(任意監査)を受審している。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	科学研究費採択件数を増やす。 ア 教員の科研費申請数を一定水準に維持する(1本/年)。	令和6(2024)年度に各教員が科研費年1本を申請できるよう、外部資金獲得の重要性を周知する。	「教職員全体会議」などで科研費及びその重要性について周知しているが、各教員が1本応募するには至っていない。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	企業、OBからの寄付金募集の体制を構築する。	連携企業への寄付金募集を行う本格的な活動を開始する。	各ユニットが寄附金アタックリストを作成のうえ、寄付獲得へ取り組んでいる。令和5(2023)年度においては、企業から3件、3,000,000円(目標1,500,000円)を寄附を獲得した。
大学運営会議	中期計画に関わる事項	研究実績を踏まえ研究費の傾斜配分制度を実施する。	研究計画調書、実勢報告をもとに傾斜配分実施体制を整備する。	「情報経営イノベーション専門職大学個人研究費規程」に則り、申請者は研究計画書を「学長」に申請、「学長」が研究計画の内容を精査をうえ、適切に配分を行っている。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
自己点検評価委員会	自己点検・評価	内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。	内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行う。	<p>本学「学則」第2条で、「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表する。」と定めている。さらに、「情報経営イノベーション専門職大学大学評価に関する規程」第3条で、「本学は、自己点検評価及び認証評価(以下、自己点検評価等)を円滑に実施するため、自己点検評価委員会を置く。2 前項に定めるもののほか、本学の自己点検評価の客観性及び公平性を担保するため、学外有識者によって組織する外部評価会議を置く。」と定め、「自己点検評価委員会所管」のもと、自主的・自律的な自己点検評価活動を行っている。自己点検評価活動を行うにあたっての「評価の項目」は、「設置の趣旨等を記載した書類」(以下「趣旨書」)に明記されているもの(1使命・目的：使命・目的、教育目的 2学生：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応 3教育課程：卒業認定、教育課程、学修成果 4教員・職員：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援 5経営・管理と財務：経営の規律、「理事会」、管理運営、財務基盤と収支、会計 6内部質保証：組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル 7社会との連携、国際交流 8委員会が必要と認めた事項 及び教育課程連携協議会に関すること)を用いている。令和2(2020)年度の初年度は、前述の「評価の項目」を「各種委員会・センター」等(以下「各委員会等」)に担当として割り振り、委員会等ごとの自己点検評価活動を開始した。令和3(2021)年度は、「評価の項目」に「公益財団法人日本高等教育評価機構」の「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を付すとともに、各種委員会・センター等自らが「自己評価」する仕組みを導入し(自己点検評価委員会による修正もあり)、より具体的な取組を各種委員会・センター等に促した。令和4(2022)年度からは、「自己評価」の根拠として、「エビデンス」の提出を求めつつ、進捗状況・最終報告の記載の簡素化を図るとともに、「自己点検評価報告書」の作成にあたっては、「委員会等ごと」の記載から「評価の項目ごと」の記載に改めた。令和5(2023)年度からは、「公益財団法人日本高等教育評価機構」の「評価の視点に関わる自己判定の留意点」及び「基準項目全体に関わる自己判定の留意点」に変更が生じたことにより細目もそれに合わせるとともに、「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」の数値目標の見直しを細目に反映させる変更を行った(令和5(2023)年6月1日改訂)。また、令和5(2023)年度における細目以外の変更点としては、「最終報告」に関しては単年度だけでなく「過去2年間を中心」に「開学来の活動」の記載を求めるとともに、自己点検評価活動の「評価」を明確にする観点から、「エビデンス」(自己評価の根拠)を従来以上に担当の各委員会等に求めることとした。以上、自己点検評価活動を着実に実施しているが、令和6(2024)年度には見直しが図られた「委員会組織等編制」となることから、内部質保証体制の枠組のひとつとして、より改善・向上方策につながる自己点検評価活動を遂行していく。</p>
自己点検評価委員会	自己点検・評価	エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。	エビデンスに基づく、自己点検・評価を実施する。	<p>「各委員会」等が「委員会運営委員会」等に置く「事務主担当」に周知しており、各委員会等の運営にあたっては、係る「委員会運営マニュアル」に沿って、「委員会運営」をするよう、要請している。前述のとおり、令和4(2022)年度から、年度の最終報告の提出時に「各委員会」等が合わせて「自己評価」の根拠として、「エビデンス」を求めている。エビデンス志向の啓発は、各種委員会・センター等が、組織的な活動として意思決定し、遂行しているかを明確にするものであり、「事務主担当」との委員会運営進捗確認時にも、常に説明している。令和5(2023)年度は、自己点検評価活動の方針として、「エビデンス重視」を謳い、前述のとおり、「自己点検評価活動の「評価」を明確にする観点から、エビデンス(自己評価の根拠)を従来以上に委員会等に求めることとする。」ことを明確にした。</p>
自己点検評価委員会	自己点検・評価	自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。	令和4(2022)年度自己点検評価報告書をオフィシャルサイトに公表する。	<p>「自己点検評価報告書」は、前年度の自己点検評価活動をまとめたものを、全教員が構成員である教授会の議に諮り、学長決裁のうえ、「情報の公表」の掲載時に、毎年度、本学Webサイトで学外に周知している。事務職員も含め、学内には、自己点検評価及び認証評価の関連法令と合わせて、学内情報共有ツールである「コンフルエンス」で共有している。なお、この「自己点検評価報告書」は、大学に関して広く且つ高い見識を有する学外の者で構成されている「外部評価会議」の委員に「評価資料」として提出されている。「外部評価会議」後に委員から提出される「外部評価報告書」で得た評価を改善に活かすことで、より客観的な点検評価となるよう、ひいては、より客観的な「自己点検評価報告書」として次年度にアップデートできるようにしている。</p>

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
自己点検評価委員会	自己点検・評価	現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。	一般社団法人大学IRコンソーシアムの学生調査結果を分析し、執行部に報告のうえ、関係部署に周知する。	「副学長」と兼務となっている「自己点検評価委員会委員長」が、学期ごとに実施される「教職員全体会議」及び「教育課程連携協議会」時に、本学の現状共有を目的として、教学に関わるデータ及び分析(出席数・GPA・自己評価等)を提示している。令和4(2022)年度から「一般社団法人大学IRコンソーシアム」(以下、IRコンソーシアム)に入会し、「IRコンソーシアム」の質問項目を用いて「学生調査」を実施している。この「学生調査」は、令和2(2020)年度入学生、令和4(2022)年度入学生及び令和5(2023)年度入学生を対象に実施されており(令和3(2021)年度入学生は香川大学小方教授による調査を実施)、データを収集、IRコンソーシアムに提出している。令和4(2022)年度に実施したデータに関しては、相互比較大学のデータが令和5(2023)年6月に「IRコンソーシアム」のIRシステム内に公表されたことから、相互比較大学のデータのうち私立大学39大学分をダウンロードし、項目ごとの本学順位を明確にした。「教学(教育課程および正課授業科目)に関わる議論を行い、各委員会・センターに対して改善・向上施策の審議・施策実施を要請する等、学位プログラムの点検・評価を推進することを目的」として、「大学運営会議」の下に「教学会議」を1年間の期限付きで設置した。この教学会議で、相互比較大学(私立大学)における本学順位等分析結果を審議するとともに、「大学運営会議」に報告された。なお、上記の「教職員全体会議」においても一部共有がなされている。また、相互比較大学(私立大学)における本学順位等分析結果で、問題が認められた項目に係る改善遂行については、「自己点検評価委員会」で審議された。具体的には、「相互比較可能私立大学39大学中の本学順位が35～39位(項目によっては1～5位)の項目については、2024年度計画依頼時に、改善計画の作成を求める」ものである。審議の結果、「委員会組織等編制」の見直しがなされ意思決定フローの改善が図られる令和6(2024)年度当初に、速やかに「学部教育会議」で委員会等担当を調整することとなった。なお、令和6(2024)年度にIR推進に特化した「IR室」が設置されることが決まっており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制整備が進んでいる状況である。
自己点検評価委員会	PDCAサイクル	三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。	大学運営会議と連携し、三つのポリシーを起点とした内部質保証が遂行できる体制を整備する。	本学の自己点検評価活動は、本学独自の「評価の項目」に、「認証評価機関」の留意点を付すことで具体化したうえで、各種委員会・センター等がPDCAサイクルを回す仕組みとしている。これら自己点検評価活動の「客観性及び公平性」を担保するため、令和3(2021)年度から毎年度、本学「情報経営イノベーション専門職大学外部評価実施規程」に基づいて、「外部評価」を実施している。「外部評価会議」の委員は、「本学職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者」から2名委嘱しており、令和3(2021)年度から委員に変更はなく、継続的に評価してもらっている。毎年度、「自己点検評価報告書」等評価資料を「外部評価会議委員」に提出し、9月もしくは10月に「外部評価」の実地調査を行い、最終的に、「外部評価会議」が委員外部評価報告書を本学に提出する流れとなっている。「外部評価」を本学の「教育研究活動」及び自己点検評価活動の改善・向上に活かすため、提出された「外部評価報告書」に基づいて、「外部評価結果に基づく改善課題」を作成し、学長決定の下、「各委員会」等に対して改善・向上方策に資する取り組みを行うよう求めている。「三つのポリシーを起点とした内部質保証が遂行できる体制」の整備については、令和4(2022)年度に2回の審議を経て、令和5(2023)年11月29日開催「自己点検評価委員会」及び同12月13日開催「大学運営会議」で「検討たたき台」として、本学「内部質保証体制」を審議した。「委員会組織等編制」の見直しをなされ、「学則」改正が決定され次第、令和5(2023)年度内に内部質保証体制を機関決定する。
自己点検評価委員会	PDCAサイクル	自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。	自己点検・評価、外部評価及び設置計画履行状況等調査の結果等を、大学運営の改善・向上施策に反映する。	令和3(2021)年度から、「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」に基づく年度計画を各委員会等が作成し、「中期計画に関する事項」として、自己点検評価活動の項目に組み込んでいる。現在に至るまで「中期計画に関する事項」を含める形で自己点検評価活動を実施している。「外部評価」の結果に関しては、前述のとおり、改善・向上方策の取り組みを「各委員会」等に求めているが、改善・向上方策の取り組みに関する報告も、「自己点検評価活動」における年度計画進捗状況提出と合わせて、依頼している。令和5(2023)年からは、自己点検評価活動の評価機能を有する「外部評価会議」の委員に、「外部評価結果に基づく改善課題」の進捗報告を「実地調査」の前に提出している。「自己点検評価」及び「外部評価」の結果を大学運営の改善・向上施策に反映する取り組みは着実に進んでいるといえる。設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学運営の改善・向上施策への反映については、設置計画履行状況等調査の結果で指摘が付された際に、自己点検評価活動に組み込む措置を速やかに取ることとした(令和5(2024)年1月31日開催「自己点検評価委員会」承認)。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
自己点検評価委員会	中期計画に関わる事項	自己点検評価・外部評価を実施する。 ア 令和6(2024)年度までに分野別認証評価を実施する。 イ 機関別認証評価受審までに必要な自己点検評価体制が学内で確立している。 ウ 外部評価会議を実施する。(1回/年)	評価申請を予定している評価機関が定めた評価基準(案)に基づき、令和6(2024)年度分野別認証評価の受審準備を行う。	評価申請を予定している評価機関が定めた評価基準(案)に関しては、まず令和5(2023)年4月13日開催の第1回自己点検評価委員会で、説明がなされた。令和5(2023)年5月17日開催「自己点検評価委員会」では、令和8(2026)年度に受審予定の「公益財団法人日本高等教育評価機構」の評価項目(第Ⅲ期)と分野別認証評価項目(案)の関連についての説明がなされた。令和5(2023)年6月8日開催「自己点検評価委員会」では、今年度「外部評価」での重点項目として「分野別認証評価」を扱う旨、承認を得ている。(令和5(2023)年6月21日開催「教授会」承認、令和5(2023)年6月22日「学長」決定)令和5(2023)年10月4日開催「自己点検評価委員会」では、改めて、「日本高等教育評価機構」の評価項目(第Ⅲ期)と分野別認証評価項目(案)の関連性について、修正がなされた資料に基づく説明をしたうえで、「分野別認証評価」の報告書を令和6(2024)年6月に提出するよう「受審予定評価機関」と調整している旨、説明がなされた。令和5(2023)年11月29日開催「自己点検評価委員会」では、「学校教育法」施行規則第167条第1項第2号に定める代替措置について審議がなされ、令和6(2024)年1月31日開催「自己点検評価委員会」では、「分野別認証評価」の「報告書・エビデンス集」の作成方針及び特別措置に関する学内手続き等について、説明がなされた。以上、令和6(2024)年度「分野別認証評価」の受審準備は、確実に進んでいる。
FD・SD委員会	中期計画に関わる事項	キャリア支援を推進する。 ア 職員のキャリア支援スキル養成SD研修を実施する(1回/年)。	イノベーションマネジメント局と連携し、SD研修を組織的に実施する。	令和5年(2023)年9月20日に「教職員全体会議」において120分のFD・SD研修会を実施した。教職員がグループに分かれてそれぞれ学生のマナーや受講態度に対して気づいている問題点を共有し、それらの原因についての仮説を出し合い、対策案を議論し、記録を全体で共有した。また教員、事務職員それぞれの立場の意見を互いに共有した。そのうえで、今後も継続的に専用Slackチャンネル等で問題の解決及び教職協働に向けて組織的に取り組んでいく方針を示した。
FD・SD委員会	中期計画に関わる事項	教育力の質を向上させる。 ア FD研修の出席率を向上させる(出席率100%/回)。 イ 授業評価アンケートを実施する(回収率100%/回)。	研修は、引き続き全教員の参加を目指す。授業評価アンケートについては回収率65%以上を目標として取り組む。	前期授業改善アンケートについて、回収率は90.4%となり大幅に向上した。今回よりアンケートを実施した授業の出席者数を分母として回収率を算出するように、算出方法を適正化したことも改善の一因と考えられる(以前は履修者数を分母として算出)。
コンプライアンス委員会	経営の規律	環境や人権について配慮しているか。	コンプライアンス委員会規程に基づき、ハラスメント防止を啓発すると共に、ハラスメントに関する相談等に対応する。	令和5(2023)年度前期「教職員全体会議」にて、「リーフレット」に基づき、無意識のうちにハラスメントに抵触している可能性があるため、普段からの自分自身の振る舞いを改めて見直すよう全教職員に促した。なお、令和5(2023)年度では、ハラスメントに関する相談は1件有り、ハラスメント相談員が対応した。
コンプライアンス委員会	経営の規律	学内外に対する危機管理体制を整備し、かつ適切に機能しているか。(コンプライアンス違反に関わる事項)	ハラスメントに関わるコンプライアンス違反の危機管理体制及びその機能性を毎年検証し、必要に応じて改善する。	検証の結果、令和5(2023)年度は危機管理体制の見直しの必要性が生じていないと判断した。
コンプライアンス委員会	中期計画に関わる事項	コンプライアンス順守を徹底する。 ア 組織倫理SD研修を実施する。(1回/年) イ 情報セキュリティ規程を順守する。(違反者0人/年)	組織倫理の一部として情報漏洩防止等の倫理教育を検討する。また、「i情報セキュリティ対策基本規程」に関して、ICT教育センターの要請に応じて、助言及び支援する。	情報漏洩防止に係る倫理教育については、継続して検討する。 令和5(2023)年度は、ICT教育センターから「情報経営イノベーション専門職大学情報セキュリティ対策基本規程」に抵触する事項に関わる助言及び支援を要請されていない。
不正防止計画推進委員会	中期計画に関わる事項	コンプライアンス順守を徹底する。 ア 研究不正防止SD研修を実施する。(1回/年)	引き続き、「コンプライアンス教育と研究倫理」研修を実施する。	令和5(2023)年度前期「教職員全体会議」にて、教職員を対象に「研究不正事例と研究倫理について」のSD研修を行った。本研修では、令和5(2023)年7月26日に起きた、当時本学専任教員であったA氏の研究不正事例を基に、「イノベーションマネジメント局アドミニストレーションユニット」の「ユニット長」が講和し、コンプライアンス遵守の徹底を促した。
学務委員会	卒業認定	入学前の実務経験を通じて取得した実践的な能力についての単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。		編入学者選抜試験を新設の上、令和6(2024)年度編入学に係る学生募集を開始し、2名の志願者について編入学を許可した(令和5(2023)年6月16日開催「学務委員会」、令和5(2023)年7月14日開催「学務委員会」、令和5(2023)年11月17日開催「学務委員会」承認)。また、留学生の入学を促進するため国外出願の窓口を増加するとともに、出願資格の一部見直しを行なった。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
学務委員会	教育課程	履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。	履修規程に定める履修登録上限単位数の範囲内での履修登録を学生に指導するとともに、適切な学修時間の確保に向け、各学生の履修登録状況を確認する。また、成績優秀者に係る履修登録単位数上限超過制度について、内規に基づき適切に運用するとともに、適用者の学修状況を確認し、制度の妥当性を検証する。	令和5(2023)年3月23日、3月24日、4月3日開催の令和5(2023)年度前期教務ガイダンス及び令和5(2023)年9月8日開催の令和5(2023)年度後期教務ガイダンスにおいて、年間の履修登録上限単位数の範囲内で計画的に履修を進めるよう学生に指導した。その上で、各学期の履修登録時に、履修登録科目数が過多となっている学生については、各授業科目の学修に十分な時間を確保できるよう履修登録科目の取消しを指導した。また、成績優秀者として令和5(2023)年度における履修登録単位数上限超過の申請があった学生については、令和4(2022)年度のGPA・単位修得状況から適切に学修を進められる学生であることを確認した上で、申請を許可した(申請者：2名、許可者：2名)(令和5(2023)年4月27日開催「学務委員会」承認)。
学務委員会	教育課程	教養教育を適切に実施しているか。		基礎科目として「英語コア・スキルズⅠ・Ⅱ」「英米文学演習」「先端グローバル社会」、「科学史」、「数学基礎A・B・C」などの科目を開設し、グローバル化の進展、著しい技術進歩など、変化が激しい現代社会を論理的に捉え、順応する上で必要となる教養を身に付けさせている。
学務委員会	中期計画に関わる事項	キャリア支援を推進する。 ア 「卒業生アンケート調査」を年1回実施する(項目平均評価4.0以上/5段階)。	年度末に卒業生アンケート調査を実施する。	学生の大学生活全般に対する満足度、成長実感、学修達成度の自己評価、学修内容・学修支援に対する満足度、学修状況、課外活動の取組状況、進路に対する満足度等を把握するため、「卒業生アンケート」の調査項目を検討・整理し、令和5(2023)年度卒業生に対してアンケート調査を実施した(令和5(2023)年3月5日開催「学務委員会」承認)。
学務委員会	中期計画に関わる事項	学修支援を推進する。 ア 入学直後に導入教育プログラムを実施する(1回/年)。 イ 習熟度別・志望別に基づき学生支援を行う。 ウ ア 入学前教育プログラムを実施する(1回/年)。(入学試験委員会からの移動)	入学前後の教育プログラムを年1回実施する。 また、入学前準備学習・入学後導入教育の一層の充実に向け、入学前後の教育プログラムについて、全体設計を行うとともに、習熟度別の授業実施について検討する。	入学前の段階で、興味のある分野、不足する知識・スキルを自己認知させ、学修意欲の向上を図るとともに、本学における学修への円滑な導入に向け、令和5(2023)年3月30日、3月31日に入学予定者を対象としたICT関連のワークショップを開催した。加えて、令和5(2023)年4月5日から4月7日までの期間に、「スタートプロジェクト」と題し、本学で学ぶ上でのルールやマナー、目標設定に係る新入生研修を実施した。また、入学前準備学習・入学後導入教育の一層の充実に向け、入学前後の教育プログラムの全体設計について検討を進めた。その結果、本学の教育内容や授業手法を踏まえ、2024年度入学者に対し導入教育の一環として新たにビジネスマナー研修、パソコン基礎スキル研修を実施することとした。なお、習熟度別の授業実施については、継続検討することとした(令和5(2023)年11月17日開催「学務委員会」承認)。
学務委員会	中期計画に関わる事項	学生生活を支援する。 ア 中途退学者の退学率を低く抑える(5%未満/年)	学籍異動を検討している学生に対する特別面談やサインコンベンションなどの学修意欲向上のための施策を継続的に実施する。 また、学籍異動者の状況を把握・分析し、その結果を踏まえ、必要な対応策を実施する。	退学防止に向け、学籍異動を検討している学生を対象に「イノベーションマネジャー」による特別面談を実施した(281回)。また、教育内容に興味を抱けない学生が退学する傾向にあることを踏まえ、学修意欲向上のため「サインコンベンション」を継続実施した(参加者数：2名)。加えて「イノベーションマネジャー」による定期学生面談等において、学生に「オフィスアワー」の活用について助言し、教員による学生相談の機会確保を図った。(利用者数：6名)(令和5(2023)年4月27日開催「学務委員会」、令和5(2023)年9月13日開催「学務委員会」承認)この他、3年次配当必修科目「インターンシップⅠ」の履修に係る先修条件科目の単位を2年次終了時点で未修得の場合、留年することが確定し、そのような学生が学修意欲の低下等により退学・休学する傾向にあることを考慮し、学修状況が一定水準以上の学生を対象に、未修得となっている先修条件科目の単位を修得できる機会を追加的に設ける特別措置を継続実施した。当該特別措置の結果、前期配当の先修条件科目については、対象者30名中22名が単位修得に至った(後期配当の先修条件科目に係る特別措置は令和6(2024)年度前期に実施予定)(令和5(2023)年10月13日開催「学務委員会」、令和5(2023)年3月27日開催「学務委員会」承認)。
学務委員会	中期計画に関わる事項	教育課程の質を向上させる。 ア 教育課程に産業界や地域の意見を反映させる(教育課程連携協議会2回/年)。 イ 令和6(2024)年度以降に向けて教育課程の改正を検討する。 ウ 学修成果把握の仕組みを構築する。	学務委員会の下にワーキンググループを設置し、教育課程連携協議会の指摘を踏まえつつ、教育課程の再編成に向けた具体的な検討を進める。 また、学修ポートフォリオを導入し、学修成果の可視化を図ることによって、各年次における学修状況を把握するとともに、卒業時のアンケート調査を実施し、その結果分析を通じて、教育課程全体における学修成果を確認する。	「大学運営会議」の下に「教学会議」が臨時で設置されたことに伴い、「学務委員会」の下にワーキンググループは設置しないこととし、「教学会議」と連携して「教育課程」の再編成に向けた具体的な検討を進め、素案を作成した。その後、素案を基に学部との協議を進め、「教育課程」改正の骨子をまとめた。(令和5(2023)年2月14日開催「教授会」承認)また、学修成果の可視化に向け、「教育支援システムUNIPA」に「学修ポートフォリオ」の機能を追加し、「授業科目」と「ディプロマ・ポリシー」との対応関係、各授業科目が「ディプロマ・ポリシー」を達成する上で占める比重等の整理や学生に記載させる項目の検討を進めた。加えて、学修達成度の自己評価、卒業時までの学修内容・学修支援に対する満足度、学修状況等を確認するため、「卒業生アンケート」の調査項目を検討・整理し、令和5(2023)年度卒業生に対してアンケート調査を実施した(令和5(2023)年3月5日開催「学務委員会」承認)。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
学務委員会	中期計画に関わる事項	教育インフラを整備する。 A リアルとオンラインを融合した教育体制を構築する。	本学の設置計画に基づき、対面授業を基本とした上で、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、必要に応じてオンライン授業を実施する。 また、本務地等の都合により全授業回について対面授業の実施が困難であるものの、専門性が高く、実務経験が豊富な教員による授業をより円滑に提供できるよう、総授業回数のうち半数まではオンライン実施としても対面授業とみなすことができる文部科学省の取扱いに留意しつつ、対面・オンラインを融合した授業を実施する。	本務先の業務都合により対面授業の実施が困難であるものの、専門性が高く、実務経験が豊富な非常勤講師による授業を提供できるよう、以下の科目について、オンラインで授業を実施した。 ・「組織行動論」 ・「多文化理解」 ・「人的資源管理論」 ・「グローバル企業戦略論」 ・「コーポレートファイナンス」 ・「税務会計・会計処理」 また、担当教員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は感染の疑いがある場合は、学生への感染防止の観点からオンライン授業に切替え、授業進行に遅れが生じることを最小限に止めた。
学務委員会	中期計画に関わる事項	成果発表の機会(デモデイ)を設ける(2回/年)。	「イノベーションプロジェクト」のデモデイを年2回実施する。 また、教育効果を確認し、必要に応じて実施方法等を改善する。	令和5(2023)年8月4日及び令和6(2024)年2月3日に「イノベーションプロジェクト」のデモデイを実施した。令和4(2022)年度までは、1年次・2年次の学生が授業を通して構想したビジネスプランを発表することとしていたが、「イノベーションプロジェクト」担当教員と協議した結果、1年次の学生については、ビジネスプランの発表よりもビジネスプランの構想に必要な基礎的な知識・スキルの修得に重点を当てることでより高い教育効果が見込まれると判断し、令和5(2023)年度からは、2年次の学生のみが発表を行うこととした。
学務委員会	中期計画に関わる事項	プロジェクトで提案された新規事業を事業化する(20%/年)。	プロジェクトで提案された新規事業を1件以上事業化する。	事業化も視野に入れ、以下2件のプロジェクトを推進した。 ・高齢者デジタルデバインド解消実現プロジェクト ・生成AIプロジェクト
学務委員会	中期計画に関わる事項	プロジェクトにSDGsの視点が組み込まれている。	SDGsの視点が組み込まれたプロジェクトを1件以上実施する。	墨田区と連携し、高齢者を対象としたITリテラシー向上支援のプロジェクト(高齢者デジタルデバインド解消実現プロジェクト)、学生目線で様々な物件を取材・紹介し若年層の墨田区への転入・定着を促進するプロジェクト(新しい住まい方取材プロジェクト)、ヘルプマークの認知度向上を図るプロジェクト(ヘルプマークプロジェクト)を実施した。
学務委員会	中期計画に関わる事項	インターンシップ支援を行う。 A 学生のインターンシップ離脱率を減らす。 I 学生の実践力に関する自己評価アンケートを実施する。	インターンシップの離脱率を10パーセント以内にする。	「デベロップメントセンター」と連携し、実習中止となった学生への対応を検討し、インターンシップの離脱者を10パーセント以内に止めた。 ◆「インターンシップⅠ」 ・履修者数：154名 ・離脱者数：2名 ・離脱率：1.3% ◆「インターンシップⅡ」 ・履修者数：145名 ・離脱者数：0名 ・離脱率：0%
入学試験委員会	学生の受入れ	実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めているか。		編入学者選抜試験の新設について、「入学試験委員会」(令和5(2023)年6月2日開催、令和5(2023)年6月23日開催)において議論を行い、今年度入試より初めて実施した。また、外国人留学生の入学を促進するため、入学試験委員会(令和5(2023)年6月9日開催)において、国外出願の窓口の増加および出願資格の一部見直しについて議論を行い、実施した。これに伴い、日本語能力試験を独自に開発し追加するなどの対応を行なった。なお、開学以来、全ての入試種別において、障害のある入学志願者に対し、事前相談を行ったうえで、合理的な配慮を行っている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大を契機として、自宅から受験できる「オンライン入学者選抜」を一部の試験型(「総合型選抜(面接型・プレゼン型)」「学校推薦型選抜(指定校推薦・公募制推薦)」「私費外国人留学生学校推薦型選抜)」で導入している。
入学試験委員会	学生の受入れ	入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。	入試問題の作成について、学内で作成すべきかどうかについて、対応方針を委員会で確認する。	令和6(2024)年度入試については策定済みの方針に従って問題を作成した。令和7(2025)年度一般選抜入学試験に使用する入試問題について、基本的な対応方針(学内で作成すべきかどうか等)を入学試験委員会(令和5(2023)11月18日開催)にて審議し、学内で作成することを原則とし、困難である場合は例外的に外部委託にて対応する方針を継続することを確認した。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
図書委員会	中期計画に関わる事項	図書館蔵書数を増加させる(累計12,000冊)。	・新たに漫画等を購入し、多様な価値観を育む環境を構築する。	学生の多様な価値観を育むことができるよう、ビジネス、ICT、グローバルの視点で活用できる漫画等の購入について「図書委員会」内で検討し、購入した。「図書委員会」における漫画の購入基準は、線引きが難しいが、学生にとって資料価値があるかどうかを第一に検討することとなり、リクエストフォームへ購入希望の理由を記載した上で申請することとした。客員教員の著書については、毎月寄贈図書として積極的に受け入れを行い、1月時点で合計40冊を超えた。(令和5(2023)年度図書館調査時点 蔵書10,468冊)
保健管理センター	経営の規律	環境や人権について配慮しているか。	引き続き、保健管理センターで扱う個人情報に関して、電子化時課題懸念の調査を進める。担当職員変更・増員も想定し、管理方法を検討する。	「保健管理センター」で扱う個人情報に関して、電子化時課題懸念の調査を進める。担当職員変更・増員も検討しており、属人化しないことも念頭に管理方法を合わせて検討を進める。
保健管理センター	経営の規律	学内外に対する危機管理体制を整備し、かつ適切に機能しているか。(感染症に関わる事項)	感染症対応の整備を進める。危機管理体制は担当職員不在時にも簡易な対応ができる様、紙面のマニュアル整備が可能か検討する。	季節性インフルエンザの予防接種を行なった。飛沫感染症にはマスク扱いの見直しと引き継ぎの励行、マスクを外さざるを得ない食堂では各人の体調等で引き続きパーティション付きの席が利用できるようにするなどを実施した。紙面マニュアルの作成については今後の感染状況などを見ながら、検討中である。
学生相談室	経営の規律	環境や人権について配慮しているか。	学生相談室運営における人権配慮を定期的に検証する仕組みを導入し運用する。	9月に「危機管理マニュアル」を確認するとともに、「学生相談室」としてのハラスメント対策フローを検討した結果、そのフローを「学生からのハラスメント相談→「学生相談室」室長に報告の上→「学生相談員」から「ハラスメント委員会」へ報告」とした。令和3(2021)年度より人権等への配慮が適切に行われるようにするための仕組みについて検討し、令和4(2022)年度より、半期ごと(9月と3月)に人権等への配慮が適切になされていることについて、チェックリストの点検を順調に行ってきた。今年度も9月に人権チェックリストの自己点検と対処計画を実施。全7項目のうち、「1. 差別の禁止」「2. ハラスメント」では、言動に注意し学生等相談者の反応にも気を配りながら業務にあたることとした。「3. メンタルヘルス」では、「スミプロジェクト」によって実際に学生に働きかけるイベントを後期に行うこととした。「4. ダイバーシティ」では、引き続き適切なサポートを都度考えて提案を行っていくこととし、「2. 新しい生活様式への対応」「6. デジタル化の推進」では、対面相談とオンライン相談を適宜活用していくこととした。「7. 個人情報の保護」では、引き続き書類やデータは必要最低限とし、書類は鍵付きの棚での保管、データに関しては閲覧制限等を含む扱いを行っていくこととした。
イノベーション研究所	中期計画に関わる事項	教員の定期的な成果発表の場を設定する(2回/年)。	教員のプロジェクトの成果発表の場を年2回設定する。	令和5(2023)年9月17日と18日に東京都港区竹芝で開催した「ちょっと先のおもしろい未来 -CHANGE TOMORROW-」にて教職員がプロジェクトを発表した。また、令和5(2023)年9月20日に実施した、全教職員が一同に会する「教職員全体会議」においても、各教員の研究成果発表を実施した。令和6(2024)年3月27日実施の「教職員全体会議」、また、令和6(2024)年3月13日開催の「B Labマルシェ」でも、教員がプロジェクトを発表した。
イノベーション研究所	中期計画に関わる事項	全ての教員が紀要・学術雑誌・著書において研究成果を発表する(1本/年)。	教員が紀要・学術雑誌・著書において研究成果を発表したということが可視化されるように、体制を整備する。	令和5(2022)年度から本学Webサイトの専任教員のページに、研究活動の成果として、教員推進の各種企業等とのプロジェクトを掲載する体制を整備した。
イノベーション研究所	中期計画に関わる事項	研究インフラを整備する。	教育研究用のサーバーやバーチャル空間の活用など、研究インフラの環境を整備する。	年間を通してサーバールームの運用について評価を行った。特にサーバールームに独立した空調が未導入のため、GPUサーバの導入により室温に大きな変動や高くなりすぎないか注視し夏場は問題ないことを確認した。一方で集中管理で冷房から暖房に切り替えた際に室温が上がりすぎる問題が発生したがIoT機器の制御設定を調整することで冬場も問題ないことを確認した。令和6(2024)年度以降も機器のさらなる増加による室温の上昇などを引き続き注視し、許容範囲を超えた場合は然るべき対策(独立空調の導入など)を行う。また、昨年度までに整備したiUサブドメインの利用促進などについて、教職員に周知し「イノベーションプロジェクト」のWebサイトや一部教員のゼミのWebサイトをiUサブドメインの移行に繋げた。
イノベーション研究所	中期計画に関わる事項	海外の大学と連携する。ア 海外大学との共同研究の実績を作る(2本/年)。	連携校や拠点を増やし、海外大学との共同研究の実績を作る。	台湾にある「中華民国明新学校財団法人明新科技大学」と連携協定を結んだ。また、プロジェクトを推進する新たな海外拠点として「B Lab Glasgow」と「B Lab香港」を設立し、連携校を増やし、実績を作る準備を進めている。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
イノベーション研究所	中期計画に関わる事項	企業から研究費を獲得する。 ア 全ての教員が研究費協力の提案を実施する(1本/年)。	専任教員の研究成果がより可視化されるような環境を整備するとともに、専任教員の外部資金獲得を促す。	令和5(2023)年度は、公的研究資金獲得に加え、新規にプロジェクトを受託(「360度映像を活用したXRコンテンツ作成に関する研究」)、また「ニューロダイバーシティプロジェクト」が実施した展示会では7団体からスポンサーを獲得、また、こども夢基金助成金獲得など、外部資金獲得を強化。なお、専任教員の研究成果がより可視化されるよう、教員の研究成果が一覧で確認できるプロジェクトパンフレットの制作中である。
イノベーション研究所	中期計画に関わる事項	科学研究費採択件数を増やす。 ア 教員の科研費申請数を一定水準に維持する(1本/年)。	科学研究費の制度概要やスケジュールを周知し、応募を促す。	令和5(2023)年度は科学研究費の採択はなかったものの、次年度科研費(基盤C)の採択にむけて、8名の専任教員が応募した。
イノベーション研究所	中期計画に関わる事項	その他、公的研究資金を獲得する。	公的研究費や助成金に関する情報共有を積極的に行う。	公的資金1件(スポーツ庁 令和5(2023)年度「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業)」)を獲得し、その情報を公表した。
グローバルセンター	国際交流	細目なし	質対量のアプローチを明確にしたうえで、パートナー大学との積極的なプログラムを実施する。	「明新科技大学」(台湾)、「大連東軟信息学院」(中国)、「Kyung Hee University」(韓国)と「MOU」を締結した。現在令和6(2024)年度に向けて、「University Indonesia」などと協議を開始した。「IUMW」、「De La Salle」、「Thunderbird」は継続して協議している。
グローバルセンター	中期計画に関わる事項	海外の大学と連携する。 ア 海外大学との共同研究の実績を作る(2本/年)。 イ 提携先海外大学を増やす(累計55校)。	連携校を増やし、海外大学との共同研究をするための基盤を作る。	「明新科技大学」(台湾)、「大連東軟信息学院」(中国)、「Kyung Hee University」(韓国)と「MOU」を締結した。現在2024年度に向けて、「University Indonesia」などと協議を開始した。「IUMW」、「De La Salle」、「Thunderbird」は継続して協議している。
グローバルセンター	中期計画に関わる事項	海外企業と連携する。 ア 提携先海外企業を増やす(累計30社)。 イ 海外企業とのプロジェクト立上げる(5本/年)。	海外企業の提携先拡大や共同プロジェクトの増加を目的として、Shibuya Startup Hub、Venture Cafe、CICなどとのコラボイベントを実施する。	新規実績は達成できなかった。 令和5(2023)年度に協議進行している案件は、「TechTarget」「G2」「Aspencore」(以上、継続)、「Claris社」「SaaSter社」(以上、新規)などである。
グローバルセンター	中期計画に関わる事項	学内にグローバルコミュニケーションを浸透させる。 ア 全学生がTOEICで650以上のスコアを卒業までに取る。 イ グローバル化に向けSD研修を実施する。	引き続き、年2回、TOEICを学内で実施する。「グローバル化に向けSD研修を実施する。」については令和6(2024)年度から実施する。	TOEICテストを、計画通り、令和5(2023)年9月及び令和6(2024)年2月に実施した。24名の学生が受験し、平均スコアが467.5であり、650以上のスコアの学生は3名である。
グローバルセンター	中期計画に関わる事項	多文化理解の風土を定着させる。 ア 学生の海外留学(短期留学及び海外語学研修含む)を促進する(20人/年)。 イ 学生が海外のビジネスパーソンとの人脈を形成する。	令和4(2022)年度Oxford研修の結果を検証し、それらを踏まえた令和5(2023)年度Oxford研修を実施する。	「アリゾナ州立大学大学院」(「サンダーバードグローバル経営大学院」)の本学誘致に向けて進めている段階にある。本プロモーションは両大学にて編集を行い、認知拡大のための広告材料とする予定である。また、「IUMW」「De La Salle」とは、引き続き、本学学生の受け入れ、並びに協定先大学学生の本学への受け入れを協議している。
ICT教育センター	社会との連携(ICT導入支援)	細目なし	地域連携センターなどとも連携し、地方自治体などのDX化などICT化支援を要望に応じて実施する。	墨田区周辺エリアで令和5(2023)年11月12日に開催された「スボGOMI甲子園2023・全国大会」において大会事務局より依頼のあったICTを活用したイベントの盛り上げ方法について検討を行い、プロトタイプの開発とトライアルを実施した。
ICT教育センター	中期計画に関わる事項	教育インフラを整備する。 ア 学内のネットワーク環境を充実する。 イ リアルとオンラインを融合した教育体制を構築する。	整備したICT施設やサービスを適切に使用できるようにサポート体制の充実や周知を行うとともに、問題点があれば改善する。	年間を通してサーバーームの運用について評価を行った。特にサーバーームに独立した空調が未導入のため、GPUサーバの導入により室温に大きな変動や高くなりすぎないか注視し夏場は問題ないことを確認した。一方で集中管理で冷房から暖房に切り替えた際に室温が上がりすぎる問題が発生したがIoT機器の制御設定を調整することで冬場も問題ないことを確認した。次年度以降も機器のさらなる増加による室温の上昇などを引き続き注視し、許容範囲を超えた場合は然るべき対策(独立空調の導入など)を行う。また昨年度までに整備したiUサブドメインの利用促進などについて、教職員に周知し「イノベーションプロジェクト」のWebサイトや志村ゼミのWebサイトをiUサブドメインの移行に繋げた。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
ICT教育センター	中期計画に関わる事項	コンプライアンス順守を徹底する。 ア 情報セキュリティ規程を順守する(違反者0人/年)。	令和4(2022)年度に策定した情報セキュリティに関する規程をもとにCSIRTなど学内体制の整備を検討する。	令和4(2022)年度に「NII」(国立情報学研究所)の公開している大学向けセキュリティ規定の雛形をもとに「情報経営イノベーション専門職大学情報セキュリティ基本方針」及び「情報経営イノベーション専門職大学対策基本規程」を策定した。 さらなるサイバーセキュリティ対策として、サイバーセキュリティインシデント発生時に組織としてスムーズな対応ができるように「サイバーセキュリティインシデントレスポンスチーム」(CSIRT)の検討などを進めた。 マルウェアに感染した場合の対応手順をまとめて学内へ配布した。
デベロップメントセンター	中期計画に関わる事項	キャリア支援を推進する(進路決定率100%/年)。 ア 学生対象のキャリアに関するアンケート調査を実施する(1回/年)。 イ 学生からのキャリア相談内容について、履歴をデータベースに残す。	引き続き、5つの就職支援施策を実施する。	本学が提供する独自の就職支援プログラムである「iU Agent」を構成する5つ就職支援施策を実施するとともに、各時期のKPIを設定し、ほぼ達成した。 (5つの就職支援施策) ・企業とのマッチング支援 ・就活講座の提供 ・求人情報の提供 ・個別支援 ・専門スタッフによるサポート体制
デベロップメントセンター	中期計画に関わる事項	プロジェクトで提案された新規事業を事業化する(20%/年)。	プロジェクトで提案された新規事業を事業化する	近年の企業等のDX化の流れに応じて、実務家教員がコンサルタントを務め、その団体のDX化への指導を行うプロジェクトやヘッドマウントディスプレイなど先端的なIT機器を活用した仮想空間(メタバース)の教育への活用などを企業と連携して行っている。
デベロップメントセンター	中期計画に関わる事項	インターンシップに相応しい企業を確保する(累計300社)。 ア インターンシップ受け入れ企業の継続率を高める(60%以上/年)。 イ インターンシップ先企業の満足度アンケートを実施する(評価4.0以上/5段階)。	3年生の臨地実務実習の円滑な推進、および2年生の実習受け入れ企業の開拓、学生マッチングを行う。	2期生(令和5(2023)年度)の「臨地実務実習(インターンシップ)」に対する受け入れ企業数(実習先企業数)は、前期79社、後期78社(このうち、前期と後期の両方も受け入れ企業数は67社)であった。2期生(令和5(2023)年度)の臨地実務実習に関しても、メールや「Slack」を中心としたコミュニケーションツールを用いて学生の日々の状況把握したことなどにより、学生との連絡および指導等の運営について円滑に推進した。また、実習先企業への連絡についても、前期・後期を通じて学生の遅刻・欠席に関する連絡はメールで、緊急性もしくは重要性の高い事案については適宜電話やオンラインツールを用いて迅速に対応した。その結果、「臨地実務実習(インターンシップ)」の満足度(回答78社)では5段階評価で上位評価である5と4の合計が69.4%と比較的高い評価を得た。一方で、令和6(2024)年度も引き続き受け入れに了承した企業は、36社(継続率41.9%)にとどまった。
デベロップメントセンター	中期計画に関わる事項	インターンシップ支援を行う。 ア 学生のインターンシップ離脱率を減らす。 イ 学生の実践力に関する自己評価アンケートを実施する。	2年生に対しては、実習説明会を開催するとともに、実習の意義、実習先選考、履歴書の書き方、挨拶訪問時のマナー等を指導する。 3年生に対しては、実習前後に発生する諸手続や連絡方法を指導する。	計画通り、2年生に対しては、クラス単位で実習説明会を開催するとともに、実習の意義、実習先選考、履歴書の書き方及び挨拶訪問時のマナー等を指導した。 3年生に対しては、事前指導・事後指導の際にクラス単位で、実習前後に発生する諸手続や連絡方法を指導した。 「臨地実務実習」に関しても、メールや「Slack」を中心としたコミュニケーションツールを用いて学生の日々の状況把握したことなどにより、学生との連絡および指導等の運営について円滑に推進できた。また、実習先企業への連絡についても、前期・後期を通じて学生の遅刻・欠席に関する連絡はメールで、緊急性もしくは重要性の高い事案については適宜電話やオンラインツールを用いて迅速に対応することができた。
地域連携センター	社会との連携(企業・地域初等中等教育機関)	細目無し	地域及び企業からの連携依頼に対して、適宜対応する。	令和5(2023)年度前期から引き続き地域及び企業からの連携依頼に対して、案件に応じて対応を進めた。令和5(2023)年度後期時点において、企業・団体等から14件の案件を受託したことを確認した。具体的には「フットマーク株式会社」から「DX構想策定、RFP作成活動支援」を受注し、桐谷センター長が業務効率化・改善の計画を、業務プロセスの改善とIT活用についてDX構想として描き、DX導入のためのRFPを作成し、プロダクト調達まで行った。地域団体からは「墨田区経営支援課」から「創業機運醸成事業」の業務委託を受け、本学生企業と連携し、地域小学生対象に創業機運醸成に係る人材育成プログラムの企画を立案・運営し、最終的に地域イベントにて出店を行った。イベントには墨田区長も来場した。また京都府京丹後市の「DXプロジェクト」では業務を見える化することで、業務の俯瞰が可能になり効率化が進んだ。14件の案件の内、100万円以上で受託した案件が11件となり、昨年度を上回る結果となった。これは令和6(2024)年3月27日の全体会議にて全教職員に共有された。令和5(2023)年度に受託した3つの団体・企業から、令和6(2024)年度にも継続して受託研究の依頼を受けている。過去4年間でプロジェクト数の取りまとめや事務手続、認定プロジェクトの定義策定、公開講座をきっかけとした企業の連携案件の獲得等、センターの活動基盤を築くことができた。

委員会等	評価の項目	細目	2023年度計画	2023年度最終報告
地域連携センター	中期計画に関わる事項	全ての教員が産学連携プロジェクト(または地域連携プロジェクト)を立ち上げる(1本/年)。	プロジェクト化のために、地域及び企業から連携し易いように本学の提供できる価値をサービス化して、広く地域及び企業に周知する。専任教員が提供できる価値から始めて、客員教員が提供できる価値へと広げ、本学のサービス範囲を広げる。	令和5年度(2023年度)は、本学の提供できるサービスを新たに周知、プロジェクト立ち上げを実施できた。新しく受託したプロジェクトとしては、1つ目に「360度映像を活用したXRコンテンツ作成に関する研究」では、情報通信処理が専門分野の専任教員が360度映像の基本的な設定がどのようにコンテンツに影響を及ぼすかを実験的に評価し、知見の蓄積を試みることで、同社の「観光メタバースアプリBURALIT」の研究開発に貢献する。2つ目に「Chat GPT・生成系AIセミナー」では、「東京ニットファッション工業組合」「東京都繊維染色協同組合」メンバー企業向けにワークショップ型の講座を開講した。3つ目は、「XRを用いた海のサステナブルサイクルに関する教育コンテンツ開発」で、「岡部株式会社」の海のサステナブルサイクルを一般に浸透させるためのVRコンテンツ(SDGs教育も視野)を構築した。サービス範囲を広げる施策では、受託研究をはじめとしたプロジェクト獲得の風土の醸成を本学内で更に推進するために「プロジェクト勉強会」を3月5日に開催した。「センター長」や「プロジェクト実施教員」からは「産学連携プロジェクト」での事前打ち合わせから事務手続き、納品までの具体的な説明をした。また「イノベーション研究所」からは東京都補助金のプロジェクト活動の遂行に関して報告をした。22名(教員15名、職員7名)の参加があり、教員自身の活動に繋がる新たな気づきやアイデアを得る機会にすることができ、今後のプロジェクト活動を推進する手助けとなることを目指す。過去2年間で産学連携プロジェクトを担当する教員の数は多くなりサービス範囲を広めることはできたが、すべての教員がプロジェクト立ち上げをできていないため改善が必要である。
地域連携センター	中期計画に関わる事項	社会課題解決の支援を行う。 ア 自治体と連携して課題解決の支援を行う。 イ 企業と連携して課題解決の支援を行う。	地域及び企業からの連携依頼に対して、適宜対応する。	令和5(2023)年度前期から引き続き地域及び企業からの連携依頼に対して、案件に応じて対応を進めた。令和5(2023)年度後期時点において、企業・団体等から14件の案件を受託したことを確認した。具体的には「フットマーク株式会社」から「DX構想策定、RFP作成活動支援」を受注し、桐谷センター長が業務効率化・改善の計画を、業務プロセスの改善とIT活用についてDX構想として描き、DX導入のためのRFPを作成し、プロダクト調達まで行った。地域団体からは「墨田区経営支援課」から「創業機運醸成事業」の業務委託を受け、本学学生企業と連携し、地域小学生対象に創業機運醸成に係る人材育成プログラムの企画を立案・運営し、最終的に地域イベントにて出店を行った。イベントには墨田区長も来場した。また京都府京丹後市の「DXプロジェクト」では業務を見える化することで、業務の俯瞰が可能になり効率化が進んだ。14件の案件の内、100万円以上で受託した案件が11件となり、昨年度を上回る結果となった。これは令和6(2024)年3月27日の「教職員全体会議」にて全教職員に共有された。令和5年(2023)年度に受託した3つの団体・企業から、令和6(2024)年度にも継続して受託研究の依頼を受けている。
地域連携センター	中期計画に関わる事項	公開講座を開設する。 ア 地域向け公開講座を開設する(オンライン含む)。 イ 社会人向け公開講座を開設する(オンライン含む)。	公開講座の在り方に応じて、年度内に最低2回公開講座を実施する。	令和5年(2023)年度前期は、「映像制作体験講座」を実施した。後期は2回の公開講座を実施した。1つ目は包括連携を結んでいる「株式会社フォーバル」と連携の上、令和6(2024)年2月13日に「GDXによる次世代経営コンサルティング」を実施した。講師として、「株式会社フォーバル」のアイコン事業本部研修センター長を招いた。本講座は、社会人、本学生(他大生含む)の15名が参加をし、日本の99.7%を占める中小小規模企業の存続にかかわる課題を解決するために必要不可欠な次世代の経営コンサルティングについて講義を行った。2つ目に、「東京東信用金庫 地域支援部」と連携し、令和6(2024)年2月28日に「中小・小規模事業者のためのDX推進セミナー」を開講した。「東京東信用金庫」の会員である墨田区の中小企業を中心に83名の参加があり、講師として本学教員1名と地域連携センター長が講義を行った。本講座は、iUの紹介を始め、DXの活用方法、iUと連携した共同研究やイベント開催、受託研究等の過去事例を説明し、iUの地域活動の認知や地域企業と連携した共同研究や受託研究等の案件獲得に繋げる機会を作ることができた。過去2年間で地域向けの公開講座を年2回開講、令和5(2023)年度は3回開講し、計6回公開講座を実施している。開講後には、企業と連携した共同研究や受託研究のプロジェクト立案に繋がることになった。
地域連携センター	中期計画に関わる事項	人材育成を支援する。 ア 企業が実施する社内研修を支援する。 イ 自治体が発行する研修を支援する。 ウ 墨田区内教育機関を支援する。	地域及び企業からの連携依頼に対して、適宜対応する。	令和5年(2023)年度前期から引き続き地域及び企業からの連携依頼に対して、案件に応じて対応を進めた。令和5年(2023)年度後期時点において、企業・団体等から14件の案件を受託したことを確認した。具体的には「フットマーク株式会社」から「DX構想策定、RFP作成活動支援」を受注し、桐谷センター長が業務効率化・改善の計画を、業務プロセスの改善とIT活用についてDX構想として描き、DX導入のためのRFPを作成し、プロダクト調達まで行った。地域団体からは「墨田区経営支援課」から「創業機運醸成事業」の業務委託を受け、本学学生企業と連携し、地域小学生対象に創業機運醸成に係る人材育成プログラムの企画を立案・運営し、最終的に地域イベントにて出店を行った。イベントには墨田区長も来場した。また京都府京丹後市の「DXプロジェクト」では業務を見える化することで、業務の俯瞰が可能になり効率化が進んだ。これは令和6年(2024)年度3月27日の「教職員全体会議」にて全教職員に共有された。